平成２５年（フ）第５２１６号
大阪市住吉区長居東４丁目14―10―105　吉岡方、開始決定時大阪市東淀川区大道南１丁目26番２号
破産者　板坂　辰也
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４２４号
大阪府寝屋川市中木田町13―10　303号、住民票上の住所大阪府東大阪市楠根３丁目15番20号
破産者　株式会社岩田建装こと　岩田　正広
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５５７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―601号、前住所大阪府箕面市森町中３丁目12番７号
破産者　高杉　泰典
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５５８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―601号、前住所大阪府箕面市森町中３丁目12番７号
破産者　高杉　紀子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目３―28―507、住民票上の住所大阪府東大阪市長堂１丁目26番14号
破産者　水島　茂
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８９号
大阪市港区港晴３丁目１番11号　井上ビル502号、前住所大阪市西区土佐堀３丁目３番21―505号
破産者　コスモグラフィこと　長山　朗
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３２号
大阪府大東市新田西町６番33号　５Ｄ
破産者　水島　久子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４４号
大阪府豊中市曽根南町３丁目３番９号
破産者　上原　豊博
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８１号
大阪市吹田市山田東４丁目35番１―801号
破産者　満尾　良信
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０３号
大阪府門真市南野口町10番13―312号
破産者　清田芳太郎
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７号
大阪市西成区長橋１丁目４番７―204号
破産者　山本　貴章
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５３号
大阪市浪速区下寺２丁目５番12―802号
破産者　本田　珠美
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目12番16―805号
破産者　田中　正巳
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１７号
大阪府大東市住道１―１―８　サンパーク住道203号室、住民票上の住所大阪府東大阪市南鴻池町２丁目８番11号
破産者　ユニバーサル設備こと　坂田　博章
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１８号
大阪府東大阪市南鴻池町２丁目８番11号
破産者　坂田　悦子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２１号
大阪市城東区関目６丁目14番Ａ―510号
破産者　西岡　秀人
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２５号
堺市中区東山500番地３ベルランド総合病院内、開始決定時の住所堺市西区神野町２丁１番４号
破産者　髙橋　武彦
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８１０号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番12―484号
破産者　市原惠美子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５４号
神戸市兵庫区湊町２丁目３番７号　Ｆハイム202号、従前の住所神戸市兵庫区下沢通６丁目１番24号　グレイズハイツ下沢401号
破産者　岡村　妙子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部